

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 赤城造林有限会社  
法人番号： 7070002035345  
住 所： 群馬県沼田市利根町根利450番地
- 指名停止措置期間： 令和7年12月12日から令和8年1月11日まで(1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

当該業者は、群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。

このことにより、当該業者及び同社代表取締役(当時)は、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により、令和6年12月12日、沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月7日にその刑が確定し、令和7年7月28日、群馬県より建設業法第28条第1項第3号に基づく指示処分を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である赤城造林有限会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 島 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)